

○湯河原町真鶴町衛生組合廃棄物処理手数料条例施行規則

平成19年12月4日

規則第3号

改正 令和7年3月11日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合廃棄物処理手数料条例（平成5年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理手数料の減免)

第2条 条例第3条第2項の規定により処理手数料を減額し、又は免除するときの基準は、次に定めるところによる。

- (1) 湯河原町及び真鶴町が発注する公共工事等により発生する条例第2条に規定する一般廃棄物及び家屋解体木くず（以下「一般廃棄物等」という。）の処理手数料は、免除する。
- (2) 湯河原町及び真鶴町での火災、風水害等により発生する一般廃棄物等の処理手数料は、免除する。
- (3) 湯河原町内及び真鶴町内で実施する美化清掃活動により発生する一般廃棄物等の処理手数料は、免除する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由があると組合長が認めた一般廃棄物等の処理手数料は、条例別表の規定により算出した額の2分の1の額又は免除する。

2 前項に規定する処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（様式第1号）に減免の理由を証明できる書類を添付して組合長に提出し、組合長の承認を受けなければならない。

3 組合長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、減免すべき正当な理由があると認めるときは、申請者に対し廃棄物処理手数料減免決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(処理手数料の納入)

第3条 一般廃棄物等を組合処理施設へ搬入する者（以下「搬入者」という。）は、組合処理施設の受付において2回目の計量が終了した際に、条例別表に規定する処理手数料を納入しなければならない。

(処理手数料の事後納入)

第4条 一般廃棄物等の組合処理施設への搬入期間が1週間以上になると想定されるときで、処理手数料の事後納入を希望する搬入者は、あらかじめ、廃棄物処理手数料事後納入登録申請書（様式第3号）を組合長に提出し、組合長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する登録申請書は、提出をした日からその年度の属する日の末日まで有効とする。

3 前項の規定が適用となる搬入者は湯河原町又は真鶴町から一般廃棄物処理業の許可を受けた者、湯河原町又は真鶴町に住所を有する個人又は法人で町税等及び処理手数料の未納がないものとする。

4 事後納入の承認を受けた搬入者は、毎月末までに搬入した一般廃棄物等の合
計量について、条例別表の規定により算出した処理手数料を、翌月の末日まで
に納入しなければならない。

5 前項に規定する納期限までに処理手数料が納入されないときは、事後納入登
録を取り消し、当該年度内の再登録はできないものとする。

(搬入者の守るべき事項)

第5条 搬入者は、一般廃棄物等を組合処理施設の指定した場所に搬入しなけれ
ばならない。

(受入の拒否)

第6条 組合長は、搬入者が前条の規定に従わなかったときは、当該搬入者に係
る一般廃棄物等の組合処理施設への受入を拒否することができる。

2 組合長は、第4条第4項に定める納期限までに同項に規定する搬入者が処理
手数料を納入しなかったときは、処理手数料が納入されるまで当該搬入者に係
る廃木材等の組合処理施設への受入を拒否することができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

湯河原町真鶴町衛生組合長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 （ ）

次のとおり一般廃棄物処理手数料の減額（免除）を申請します。

1 減額（免除）を受けようとする物件の所在地

2 減額（免除）を受けようとする理由

①公共工事等 ②火災・風水害等 ③美化清掃活動 ④その他

※①については、工事等請負契約書等を添付すること。（写し可）

※②については、罹災証明書を添付すること。（写し）

※④その他の理由

※処理欄

様式第2号（第2条関係）

廃棄物処理手数料減免決定通知書

年 月 日

様

湯河原町真鶴町衛生組合長

次のとおり決定します。

物件の所在地 又は工事名	
決定区分	
決定額	
減額しない理由	

様式第 3 号（第 4 条関係）

廃棄物処理手数料事後納入登録申請書

年 月 日

湯河原町真鶴町衛生組合長 様

申 請 者 住 所

氏 名

法人の場合は法人名称

電 話 （ ）

廃棄物処理手数料事後納入登録を受けたいので、湯河原町真鶴町衛生組合廃棄物処理手数料条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により申請いたします。

なお、次の事項に該当した場合には、事後納入登録を取り消されても異議を申しません。

- 1 組合の条例、規則及び規程に違反したとき。
- 2 廃棄物処理手数料に未納が生じたとき。
- 3 虚偽の申請により登録等を行ったとき。

添付書類 湯河原町又は真鶴町の直近の納税証明書。（コピー可）。

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第4条関係)